

第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和7年7月7日(月)午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司

2番 星 野 広 之

3番 都 所 一 郎

4番 遠 藤 由 理 子

8番 生 方 大 助

10番 小 林 喜 久 代

11番 金 井 繁 行(会長)

12番 高 井 人 士

13番 千 明 忍

14番 赤 石 初 雄

15番 小 林 由 喜 子

・欠席

5番 阿 部 喜 一 郎

6番 阿 部 純 子

7番 木 内 和 男

9番 小 林 秀 一

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長 星 野 博 正

事務局次長兼農地係長 木 我 健

主 査 宮 下 和 哉

主事補 石 坂 万 陽

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時30分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に、5番 阿部喜一郎委員、6番 阿部純子委員、
7番 木内和男委員、9番 小林秀一委員から欠席の届出がございました。
在任委員15名中、本日の出席委員は11名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時31分
まず、議事録署名人の指名を行います。沼田市農業委員会会議規則により、議長において12番 高井人士委員、13番 千明忍委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時31分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規程による届出について
(2)制限除外の農地移動について
(3)農地に該当しないことの証明について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時33分
議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第29号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご意見・ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第30号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ござ

いませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第30号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ここで、提出された2番の案件については、3番 都所一郎委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いいたします

3番委員

事務局と現地調査を行いました。周辺は住宅地であり、周りの農地に影響もなく、問題ないかと思えます。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

議長

無いようですので審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4 番

議長

無いようですので、お諮りいたします。
議案第 31 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ござ
いませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につ
いて」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後 1 時 46 分

6. 協議事項

(1) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和 7 年「田畑売買価格等に関する調査票」の回収について
- (2) 令和 8 年度農林関係税制改正要望について
- (3) 行事予定について
- (4) その他

8. 閉 会

終了 午後 1 時 52 分